



Title	日韓国交正常化交渉（1960～1965）における管轄権問題（ 1 ）：池田・佐藤政権の対応と「相互黙認」案の成立
Author(s)	野間，俊希
Citation	阪大法学. 2023, 72(6), p. 1-32
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91002
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日韓国交正常化交渉（一九六〇～一九六五）における 管轄権問題（二）

——池田・佐藤政権の対応と「相互黙認」案の成立——

野 間 俊 希

はじめに

第一章 「相互黙認」に関する合意の形成

第一節 対日請求権の地域的範囲をめぐる対立

第二節 「大平構想」による「相互黙認」の模索

第三節 米国の姿勢と合意成立（以上、本号）

第二章 「相互黙認」案の基本条約への適用

第一節 基本関係をめぐる討議

第二節 「河野ライン」による秘密折衝

おわりに

はじめに

本稿では、韓国政府の管轄権の地域的範囲をめぐる問題（以下、管轄権問題）に焦点を当てて、一九六〇年代の日韓国交正常化交渉のプロセスを分析する。この分析を通じて、管轄権問題の打開策として日本政府が採用した「相互黙認」案により日韓の国交正常化が実現したことに伴い、韓国の外交方針が転換した後に北朝鮮との国交交渉を日本が行う余地が残されたことを明らかにする。

日韓国交正常化交渉は、戦後日本が初めて行った本格的な対朝鮮半島外交であった。日本が独立を回復した当時、半島には、冷戦下における東西対立の激化を背景として大韓民国（以下、韓国）と朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）という分断国家が南北に誕生していた。韓国と北朝鮮は、全朝鮮が自国の領土であると主張した。互いに外国の傀儡だと相手をみなしたのである。^①このような南北間の対立は戦争に至るほど深刻であったため、両国との国交正常化を同時に実現することは不可能であった。自由主義国家の一員として国際政治の表舞台に復帰した戦後日本は、同じく自由主義陣営に属する韓国との国交正常化を選択する。

一九五一年に開始された日韓国交正常化交渉では、管轄権問題が、北朝鮮政府の存在を認めるか否かという点を問う議題となった。管轄権は、人や物に対して国家が統治を行う権限である。^②それゆえ、韓国政府の管轄権が全朝鮮に及ぶと認めることは、半島北半部を事実上支配している北朝鮮政府という政治権力を否認することを意味したのである。一方で、韓国政府の管轄権の対象を南朝鮮に限定することは、北朝鮮政府の存在を是認することと同義であった。北朝鮮に対する認識と密接に関連していた管轄権問題は、日韓間における最大の争点であった請求権交渉において、同交渉の対象地域に半島北半部が含まれるか否かという問題として表出した。請求権交渉が実質的に

結した後に本格化した両国の基本関係をめぐる折衝では、請求権交渉において成立した管轄権問題に関する合意を日韓の取極に適用する方法が論点となった。

日本側との討議において、韓国政府は、自らの管轄権が全朝鮮に及ぶという立場を示した。半島の統一を目指すことは韓国にとって国是の一つだったのである。実際に、一九四八年七月一二日に公布された大韓民国憲法の第四条では、「大韓民国の領土は、韓半島及びその付属島嶼とする」と規定された。⁽³⁾ この国是の下で、韓国の政治家・外交官等は、日韓交渉の席上において北朝鮮政府の存在を否認する姿勢を固持した。

しかし、日韓外交正常化後、日本政府は、北朝鮮との間で外交正常化交渉を開始した。マルタ会談において冷戦の終結が米ソにより宣言された直後の一九九〇年三月から、日本政府は、北朝鮮政府との折衝を秘密裏に開始したのである。⁽⁴⁾ 九月には、自民党の金丸信や社会党副委員長の田辺誠等が訪朝し、⁽⁵⁾ 国交交渉の開始を両国政府に勧告すること等をうたった自民党・社会党・朝鮮労働党の三党共同宣言に調印した。⁽⁶⁾ 金丸訪朝後の一九九一年一月には、日朝両政府により第一回国交交渉が開始された。

自国の管轄権が半島北半部にも及ぶという立場を堅持していた韓国政府との国交正常化交渉で、日本政府は、如何にして、日朝交渉を行う余地を残したのであるか。この問いに対する答えは、先行研究では詳らかにされていない。

日韓外交正常化交渉史に関する先行研究の関心は、朝鮮半島における日本の植民地支配について請求権交渉で補償等が行われなかったことに集中している。「過去の精算」という観点から日韓交渉を実証的に分析した論考が研究史上において登場するのは、一九九〇年代から二〇〇〇年代前半にかけての時期である。この時期に、日韓交渉に関する韓国側の議事録・外交文書の一部が利用可能となったことにより、一次史料を基礎としつつ請求権問題に

ついで考究することが可能となったのである。⁽⁷⁾それゆえ、一九八〇年代までは概略的な経緯の叙述に留まっていた日韓交渉史研究の水準が飛躍的に上昇することとなる。⁽⁸⁾具体的には、太田修・吉澤文寿・高崎宗司・李元徳等が、韓国側史料を用いて、冷戦という国際環境下で日韓関係の緊密化を米国が求める中、植民地支配への補償に関する討議を深化させることなく日韓両政府が交渉を妥結させたことを詳らかにした。太田等は、日韓交渉に対する米国の介入過程を明らかにした李鍾元・木宮正史・チャの成果を踏まえつつ、韓国国民が求めている「過去の精算」が、日米韓の紐帯を必要とする冷戦の論理により封印されたことを論証したのである。

こうした中、日本側文書の公開が二〇〇六年に実現する。「日韓会谈文書・全面公開を求める会」の提訴を受けて、外務省は、二〇〇六年八月から二〇〇八年八月までの間に合計一三六九件約六万枚の日韓交渉関連文書を開示したのである。⁽¹⁶⁾その後も、「求める会」の開示請求により文書の公開が外務省により追加で行われた。⁽¹⁷⁾こうして、自らの管轄権が全朝鮮に及ぶという姿勢を固持していた韓国政府との折衝で日朝交渉を行う余地を日本政府が残す過程を、日本側の一次史料に基づいて分析することが可能となったのである。

しかし、研究史上、開示された日本側文書を使用して日本政府の対韓交渉方針を体系的に分析した初めての成果である金恩貞の著書⁽¹⁸⁾において、管轄権問題への同政府の対応は詳らかにされなかった。金は、日本政府内部においてイニシアティブを発揮していたアジア局を中心とする外務省の対韓交渉戦略が、日韓の請求権を実質的に相互放棄とした上で、「請求権」以外の名目による韓国への支払いを認めるという点で一貫していたことを指摘した。その上で、このような外務省の交渉戦略について、戦前期日本による朝鮮支配が合法的であるという歴史認識に基づいていると評価した。⁽¹⁹⁾金は、日本側文書が公開される以前に発表された先行研究と同様に、「過去の精算」という視角から日韓交渉への日本政府の対応を検討したのである。管轄権問題に関する討議において日朝交渉の余地を日

本政府が残す過程は、日韓交渉における北朝鮮要因について日本外務省文書を用いて検討した吉澤文寿・金恩貞⁽²⁰⁾・尹錫貞⁽²²⁾の研究においても明らかにされなかった。

管轄権問題への日本政府の対応が詳らかにされていないことは、日韓交渉史研究における重大な欠缺であると考えられる。この問題は、日韓国交正常化交渉の成否を左右する重要な議題だったためである。北朝鮮政府の存在を否認する韓国側は、日本側との討議の席上において、自国の管轄権が半島北半部にも及ぶという認識の下でなければ、「国交正常化の意味はなくなる」と主張した。⁽²³⁾つまり、日本側の反応如何によっては、管轄権問題を契機として日韓交渉が決裂する可能性があったのである。

このような問題意識に基づいて、筆者は、以前、半島北半部に残された日本財産の処理をめぐる問題に着目しつつ、一九五〇年代の日韓請求権交渉への日本外務省の対応を日本側文書に基づいて分析した。この分析を通じて、朝鮮半島における南北分断の固定化を契機として、外務省は、日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残すという方針を確立させたことを明らかにした。⁽²⁴⁾

この成果を踏まえて、本稿では、管轄権問題に焦点を当てて、一九六〇年代の日韓国交正常化交渉のプロセスを分析する。この分析を通じて、管轄権問題の打開策として日本政府が採用した「相互黙認」案により日韓の国交正常化が実現したことに伴い、韓国の外交方針が転換した後に北朝鮮との国交交渉を日本が行う余地が残されたことを明らかにする。その上で、一九九〇年代に開始された日朝国交正常化交渉が、戦後日本の対朝鮮半島外交の歴史において有する意義について考察する。

史料は、前稿と同様に、日本外務省文書を中心として使用した。また、韓国外交文書等も適宜用いた。なお、国際条約等の英語原文を引用する際には日本語訳を付した。

第一章 「相互黙認」に関する合意の形成

第一節 対日請求権の地域的範囲をめぐる対立

一九五八年四月に開始された第四次日韓国交正常化交渉は、学生革命が韓国で発生したことにより一九六〇年四月に中断を余儀なくされた。日韓交渉が途絶する中、同年五月三日には李承晩韓国大統領が辞任した。⁽²⁵⁾その後、許政過渡政府を経て、八月一九日には張勉が国務総理に就任した。許政過渡政府下において、大統領制から内閣責任制への転換が実現していたため、⁽²⁶⁾国務総理となった張勉は韓国政府の実質的な最高責任者であった。

張勉政権は、朝鮮半島の統一を長期的な目標として掲げた。実際に、鄭一亨外務部長官は、一九六〇年八月二四日の記者会見で、「国連の決議を尊重し、民主的な南北統一策を推進する」と宣言した。⁽²⁷⁾武力による半島の統合を目指す李承晩政権の「北進統一論」を放棄した上で、国連監視下で行う南北朝鮮の総選挙を通じて統一を実現するという方針を明らかにしたのである。⁽²⁸⁾この方案は、北朝鮮が国連の權威を認めていない当時の状況下において、半島の統一に長時日を要すると認めることを事実上意味していた。⁽²⁹⁾

一方で、張政権は、日韓間の経済協調を通じた韓国経済の建設を最優先の課題とした。張政権は、一九六一年度の予算で電力開発に前年度分の五倍を配分する等、李承晩政権時代に低迷していた経済の成長を早急に推し進めようとした。⁽³⁰⁾それゆえ、「韓日経済協調」を推進して日本の資本を導入することにより、米国の援助と国内資本だけでは不足していた経済建設のための財源を確保しようとした。⁽³¹⁾このように、張政権は、「先建設、後統一」の論理に基づいた国政運営を目指したのである。⁽³²⁾

張政権の成立と時を同じくして、日本では、安保騒動により岸信介内閣が退陣した。七月一八日には、自民党総

裁選挙に勝利した池田勇人が内閣総理大臣に指名された⁽³³⁾。首相となった池田は、自派閥の小坂善太郎を外相に据えた。

池田内閣と張内閣という日本と韓国における新政権の誕生は、両国の接近を促した。一九六〇年九月、張新政権の樹立を慶祝するため、小坂外相が、日本の閣僚としては戦後初めて韓国を公式訪問したのである⁽³⁴⁾。訪韓した小坂は、韓国政府首脳との会談で、日韓外交正常化交渉を再開することについて合意を成立させた⁽³⁵⁾。この合意に基づいて、第五次日韓外交正常化交渉が一九六〇年一〇月二五日から開始された⁽³⁶⁾。日本側主席代表は沢田廉三外務省顧問、韓国側主席代表は兪鎮午・高麗大学総長であった⁽³⁷⁾。日本の対韓請求権主張の撤回は第四次交渉以前に実現していたため、一般請求権小委員会では、韓国側が提出した対日請求要綱の八項目が討議の主題となった⁽³⁸⁾。一般請求権小委員会の日本側主査は西原直廉大蔵省理財局長、副主査は吉田信邦理財局次長とト部敏男外務省アジア局参事官であった⁽³⁹⁾。

一般請求権小委員会での対日請求要綱に関する討議において、韓国側は、半島北半部が自らの対日請求権の対象地域となるという考えを示した。同委員会第一二回会合で、半島北半部の自然人が持つ有価証券が対日請求権に含まれると韓国側は主張したのである。短時日に実現することは諦めたものの、依然として統一を政治的目標であると定めていた韓国側としては、全朝鮮に対する請求権を主張する必要があったのである。

このような韓国側の見解に対して日本側は否定的な反応を示した。日本側は、半島北半部の自然人が持つ有価証券が韓国の対日請求権に含まれる場合、「我が方としては非常に困った問題になる」と反駁した⁽⁴⁰⁾。日朝交渉を行う余地を残すという方針を定めていた日本側としては、同交渉の議題となるべき半島北半部の請求権を、韓国との間で処理するわけにはいかなかったのである。

結局、半島北半部の請求権の処理について日韓間で妥協点が見出されないまま、韓国において軍事クーデターが発生したため、一九六一年五月に第五次交渉は断絶した。第五次交渉における韓国側の対日請求要綱に関する討議では、第五項目の細目の一つである「戦争による被徴用韓人の被害に対する補償」が最後の議題となった⁽⁴¹⁾クーデターによって成立した朴正熙少将を中心とする韓国軍市政権は、張政権と同様に、「先建設、後統一」の論理に基づいて国政を行おうとした。実際に、一九六一年一月、訪米した朴は、ケネディ大統領との会談において、「国連総会が設定し再確認した原則に従って平和的な方法で南北統一を模索する」という意思を示した。⁽⁴²⁾

半島の統一を長期的な目標として掲げる一方で、軍市政権は、日本との経済協力を突破口として、破綻した国内経済を再建しようとした。⁽⁴³⁾軍市政権は、経済開発計画を推進する上で不足していた外貨所要額である四億七〇〇万ドルを、充足される展望がない欠損であるとみなした。欠損となった四億七〇〇万ドルについて、軍市政権は、対日交渉上「我が方の請求金額の最低ライン設定に当たり重要な『バロメーター』」だと規定したのである。⁽⁴⁴⁾それゆえ、軍市政権は、訪日使節団を派遣する等、成立直後から日韓国交正常化の早期実現に努めた。⁽⁴⁵⁾

朴軍市政権と池田政権による第六次日韓国交正常化交渉は、一九六一年一月二〇日に開始された。日本側主席代表は杉道助日本貿易振興会理事長、韓国側主席代表は裴議煥・元韓国銀行総裁であった。⁽⁴⁶⁾一般請求権小委員会では、第五次交渉に引き続き、韓国側の対日請求要綱の八項目に関する討議が行われることとなった。⁽⁴⁷⁾一般請求権小委員会の日本側主査は宮川新一郎大蔵省理財局長、副主査は吉岡英一理財局次長とト部敏男外務省アジア局参事官であった。⁽⁴⁸⁾

第六次交渉における対日請求要綱の議論において、韓国側は、自らの対日請求権の対象地域が半島北半部に及ぶという考えを再び示した。要綱の第二項目である日本政府の対朝鮮総督府債務に関する討議で、韓国側は、南北朝

鮮を区別した事実関係の確認を絶対に行わないと主張したのである。

韓国側の見解に対して日本側は反駁した。日本側は、「条約上その他の立場」が韓国側とは異なるため、南北朝鮮の区別については慎重に取り扱う必要があると述べたのである。「条約上の立場」とは、後述の通り、平和条約第四条や国連決議一九五（Ⅲ）の解釈を意味すると考えられる。

日本側の異見にもかかわらず、韓国側は、妥協する姿勢を一切示さなかった。韓国側は、日韓外交正常化交渉を打ち切る可能性を示唆しつつ、南北朝鮮の区別を絶対に認めることができないと改めて主張したのである。⁽⁴⁹⁾

対日請求権の地域的範囲をめぐる問題が事務的討議において激しい対立を惹起する中、政治折衝により請求権問題を解決するという案について日韓間で合意が成立した。日韓は、一九六〇年一二月に行われた主席代表間の非公式会談で、最終的に、請求権問題を政治的に解決する必要があるという点で意見が一致していた。両国とも、対日請求要綱の各項目について正確な金額を算出する作業には膨大な労力を要するため、事務折衝のみで請求権を処理することは困難だと予想していたのである。⁽⁵⁰⁾ それゆえ、一般請求権小委員会における討議が停滞する中、一九六一年一二月の事務当局者間の会談で、韓国側は、政治折衝を開催して現況を打開することを提案した。⁽⁵¹⁾ 韓国側の提議を受けて、日本側も、「請求権問題解決に関する政治折衝を必要とする段階にある」と認めた。⁽⁵²⁾ 一九六二年一月十七日には、主席代表間の会談において、衆議院での予算審議が終了して日本国内の政情が安定した直後に、政治折衝を始めることが了解された。⁽⁵³⁾

このような情勢の下で、外務省は、政治折衝に備えて、韓国の請求権の地域的範囲が南朝鮮に限定されるという日本側の主張の根拠となる法理論の整理を開始した。この作業を主に担当したのは条約局であった。

条約局が、政治折衝において提示すべきであると考えた法理論は、サンフランシスコ平和条約第四条（a）の解

釈であつた。⁽⁵⁴⁾ 平和条約第四条(a)は、旧植民地等の分離に際して日本が行うべき請求権交渉の内容を定めた条項である。この条項において、日本が請求権取極を結ぶ相手は、「現に施政を行なっている当局」であると定められた。半島北半部における「現に施政を行なっている当局」は北朝鮮政府であり、韓国政府ではない。つまり、平和条約第四条(a)は、日韓請求権問題の対象から半島北半部が除外されることを明らかにしたと判断し得るものだったのである。⁽⁵⁵⁾ この規定を根拠として、条約局は、政治折衝で、対日請求権の対象地域が全朝鮮であるという韓国側の主張に対抗しようとしたのである。

その上で、条約局は、請求権の地域的範囲をめぐる問題において韓国側が従来 of 立場に固執した場合、朝鮮半島における韓国政府の地位について議論を行う必要があると判断した。この議論で、韓国政府の管轄権が半島北半部に及ばないと主張する法的根拠となると条約局が考えたのは、一九四八年二月一二日の国連総会決議一九五(III)であつた。⁽⁵⁶⁾ 国連決議一九五(III)は、国連加盟国やその他の国に、韓国と関係を設定するに際して、「第二項に記述した事実」を考慮に入れるよう要請したものである。決議の第二項の記述は、具体的には以下の通りである。

Declares that there has been established a lawful government (the Government of the Republic of Korea) having effective control and jurisdiction over that part of Korea where the Temporary Commission was able to observe and consult and in which the great majority of the people of all Korea reside; that this Government is based on elevations which were a called expression of the free will of the electorate of that part of Korea and which were observed by the Temporary Commission; and that this is the only such Government in Korea. [譯]

時委員会（国連臨時朝鮮委員会——筆者注）が観察し、且つ、協議することができたところの、朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的政府（大韓民国政府）が樹立されたこと、この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明であったし、また、臨時委員会が観察した選挙に基づくものであることと、この政府が朝鮮における唯一のこの種の政府であることを宣言する。⁽⁵⁷⁾」

このように、第二項では、韓国政府が、朝鮮半島における唯一の合法的な政府であることが宣言された。その一方で、韓国政府の「有効な支配と管轄権」が及ぶ地域は、「臨時委員会が観察し、且つ協議できたところの、朝鮮人民の大多数が居住している部分」であると記された。国連臨時朝鮮委員会が韓国政府の樹立に際して観察できた地域は、当時、米軍の支配下にあった三八度線以南である。つまり、国連決議一九五（Ⅲ）は、韓国と国交を設定する国に対して、韓国政府の管轄権が南朝鮮に限定されることを念頭に措くよう要請していると解釈し得るものだったのである。⁽⁵⁸⁾

以上のように、法理論の整理作業が外務省内で行われた背景には、日朝交渉を行う余地を残すという方針を堅持する必要があるが、日本の国内政治情勢からも生じていたことがあった。日本社会党が、韓国との国交交渉で、半島北部をも対象地域として討議を行うことに反対していたのである。日韓外交正常化交渉への批判的な姿勢を社会党が公式に明らかにしたのは、一九六〇年五月に発表された「日韓関係打開のための声明」であった。この声明において、社会党は、南北朝鮮の何れに対しても平等互恵の立場を貫くべきだとして日韓国交正常化交渉を批判したのである。⁽⁵⁹⁾一九六一年一〇月には、池田に宛てた申入れにおいて、「財産請求権問題等全朝鮮に関係する諸問題」を韓国軍市政権との間で交渉することに反対であると同党は主張した。⁽⁶⁰⁾このような姿勢を社会党が明らかにしている中

で、韓国の請求権の対象地域に半島北半部が含まれると認めた場合、日韓取極に関する国会での説明が困難となる可能性があったのである。⁽⁶¹⁾

対日請求権の地域的範囲をめぐる問題について法理論を整備した上で、日本側は、韓国側との政治折衝に臨んだ。⁽⁶²⁾ 一九六二年三月一二日から、小坂外相・崔徳新韓国外務部長官の会談が東京で開催されたのである。小坂以外の日本側出席者は、杉首席代表、伊関アジア局長等であった。崔以外の韓国側出席者は、裴主席代表、文哲淳政務局長等であった。⁽⁶³⁾

小坂・崔会談において、小坂は、平和条約第四条(a)の規定により、韓国の対日請求権の地域的範囲が南朝鮮に限定されると主張した。⁽⁶⁴⁾ 三月一二日の第一回会談で、小坂は、外務省が事前に用意したペーパーの全文を読み上げた。この朗読を通じて、平和条約第四条(a)の規定に基づく日韓間の特別取極の対象地域に半島北半部は含まれないという条約局が準備した同条項の解釈論を小坂は韓国側に示した。⁽⁶⁵⁾

小坂の主張に対して、崔は激しく反発した。崔は、平和条約の署名国から韓国が除外された事実を指摘しつつ、「平和条約だけにわれわれ（韓国政府―筆者注）が拘束されるというのは、どうかと考える」と述べた。朝鮮戦争における国連軍の北進により三八度線は完全に撤廃されたことにも崔は言及した。日本側の法理論への反駁を行なった上で、崔は、「（韓国政府―筆者注）政治的、道義的には北の同胞を保護する責任を負い、その行政権が北に及ばねばならぬ」と論じた。⁽⁶⁶⁾ 韓国側は、政治折衝においても、対日請求権の地域的範囲をめぐる問題に関して従来の立場を堅持したのである。

韓国側の強硬な姿勢に接した小坂は、国連決議一九五(Ⅲ)の日本側解釈を披瀝した。一三日、衆議院外務委員会、社会党の黒田寿男が、韓国の請求権の地域的範囲をどのように認識しているのかという点を池田に質した。

黒田の質問に対して、池田は、「朴政権は三十八度以南を支配しておりますので、われわれはその前提のもとに交渉をいたしておる」と答えた。⁽⁶⁷⁾ 池田の答弁の内容は、韓国側事務担当者により滞日中の崔に報告された。報告を受けた崔は、一四日の政治折衝第二回会談の冒頭で、一二日の池田の答弁について、「気分が晴れないものがあつた」という感想を披瀝した。その上で、崔は、国連決議一九五（Ⅲ）が韓国政府の唯一合法性を認めていることを根拠として、同政府が全朝鮮を代表し得ると論じた。崔に対して、小坂は、朝鮮半島における韓国政府の唯一合法性には同意しつつ、同政府の管轄権が実際には半島北半部に及んでいないことを日本側が考慮している点を強調した。⁽⁶⁸⁾ 小坂は、国連決議一九五（Ⅲ）は、韓国政府の管轄権が全朝鮮に及ぶとは認めていないという立場を示したのである。このように、小坂・崔会談は、管轄権問題について日韓の見解が大きく異なることを浮き彫りにさせた。

第二節 「大平構想」による「相互黙認」の模索

管轄権問題が外相会談において激しい日韓対立を惹起したことは、韓国側に大きな衝撃を与えた。韓国側の中で、同問題に関する原則的立場を日韓双方が維持している以上、請求権の地域的範囲に関する議論を行えば、日韓国交正常化交渉は停滞せざるを得ないという意見が現れたのである。実際に、厳永達・韓国外務部重州課長は、外務省の浜本康也事務官との会談で、「南北鮮統一は韓国の国是であつて、これをすてるということは韓国にとり絶対に受入れられない」と述べた。その上で、厳課長は、対日請求権の対象地域に関する従来の見解を日本側が堅持した場合、「双方の主張は平行線を辿る」ことになるという認識を示した。⁽⁶⁹⁾

それゆえ、厳課長は、私見であると断つた上で、韓国政府の管轄権の地域的範囲に関する立場を相互に黙認することを外務省に提案した。厳課長は浜本に、「お互いに腹の中では了解していて、韓国側は全鮮分をとった旨説明

し、日本側は国内的には都合のよいような説明をするより解決策はない」と述べたのである。⁽⁷⁰⁾

こうした中、一九六二年七月には参議院選挙と池田内閣の改造が行われた。参議院選挙では、自民党が、改選前を上回る六九議席を獲得して勝利した。⁽⁷¹⁾ 選挙後の内閣改造では、池田の腹心である大平正芳が外相に就任した。大平は、外相就任直後から、「釜山赤旗論」⁽⁷²⁾等のイデオロギーに囚われることなく、日韓間の懸案を実際的に処理するという姿勢を明らかにした。⁽⁷³⁾ つまり、事務方である外務省の構想が、池田とのパイプを持つ大平の政府内調整により、日本側の対韓折衝方針へと昇華される可能性が高まったのである。

それゆえ、大平の外相就任を契機として、外務省は、日韓国交正常化交渉を速やかに妥結させるために積極的な構想を立てた。外務省は、管轄権問題をめぐる原則的立場を相互に黙認するという案を対韓交渉方針として採用すべきだと判断したのである。「相互黙認」案を実現させるための方法として外務省が想定したのは、基本関係問題の合意の形式を条約ではなく共同宣言とすることであった。基本関係問題とは、過去と将来の日韓両国の関係の処理に関する精神的ないし原則的な部分を意味する。⁽⁷⁴⁾ 「過去の精算」を行うに際して両国が共有すべき精神を明示するためには、日韓併合以前に締結された条約が無効であることを確認する必要がある。他方で、将来の両国関係の処理に関する原則を規定するためには、朝鮮半島における韓国政府の地位を明確にしなければならない。それゆえ、基本条約では、日韓間の旧条約がいつ効力を失ったのかという問題と併せて、韓国政府の管轄権が半島北半部に及ぶか否かという点に直截言及せざるを得ないのである。旧条約の無効確認については、一九五二年に行われた第一次交渉の基本関係委員会において、政治的解決を図ることで原則的合意が成立していた。⁽⁷⁵⁾ 一方で、韓国政府の管轄権の地域的範囲をめぐる問題においては、先述の通り、日韓の見解が大きく異なることが小坂・崔会談で露呈していた。したがって、外務省は、日韓対立の激化を回避するために、管轄権問題に関する原則的立場の「相互黙認」

を共同宣言方式により実現する必要があると考えた。共同宣言は、通常、政府の政策意図等を法的な権利義務を設定しない形で対外的に発信することを主目的とする簡易な形式である。⁽⁷⁶⁾ この形式であれば、韓国政府の管轄権の地域的範囲に関する明確な合意を欠いた状態で国交の正常化を宣言することが可能であると外務省は判断したのである。⁽⁷⁷⁾

共同宣言方式を採用するという方針を定めた外務省は、対日請求権の地域的範囲についても条文で明示する必要はないと決断した。先述の通り、条約局は、国連決議一九五（Ⅲ）と平和条約第四条（a）を法的根拠として、韓国の請求権の地域的範囲を南朝鮮に限定する建前をとることが絶対に必要であると判断していた。⁽⁷⁸⁾ 一方で、アジア局は、實際上、南北両朝鮮を区分して韓国の対日請求権の金額を算定することは困難であると認識していた。⁽⁷⁹⁾ このような状況下で行われた一九六二年一月の省内会議では、対日請求権の地域的範囲をめぐる問題を経済協力方式により解決するという案が浮上した。⁽⁸⁰⁾ 経済協力方式とは、日本による対韓経済援助の供与と引き換えに、日韓請求権問題が解決することを韓国側が認めるというアジア局が立案した構想である。⁽⁸¹⁾ 請求権に対する支払いではなく経済協力という形式での支出であれば、処理の対象となる対日請求権の内容を計算する必要はない。つまり、経済協力方式では、韓国の対日請求権の対象地域が南朝鮮に限定されるか否かという点について明確にすることを回避できるのである。⁽⁸²⁾ 大平外相誕生後の外務省は、この方式により、半島半部の請求権をめぐる日韓対立を止揚することを対韓交渉方針として明確に打ち出した。⁽⁸³⁾ 外務省は、請求権問題についても、「相互黙認」案による解決を目指したのである。

重要なことは、「相互黙認」案に基づいて日韓交渉が妥結した場合、韓国との国交正常化後に北朝鮮との国交交渉を日本が行うことが可能となる点である。半島北半部に韓国の管轄権が及ぶか否かという点について明確な規定

を設けることなく日韓の国交を正常化させることは、北朝鮮との間で日本が政府間交渉を行う可能性が残ることを事実上意味したのである。つまり、共同宣言方式を中核とする外務省の方案は、日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残すという日本政府の方針を体现するものであった。

「相互黙認」を旨とする外務省の方案に大平は同意した。七月二十四日、大平、杉主席代表、武内龍次次官、伊関祐二郎アジア局長、中川融条約局長等が出席した外務省幹部会議が開催された。会議では、アジア局が作成した対韓交渉方針に関する文書の朗読が行われた。⁽⁸⁴⁾この朗読を通じて、共同宣言方式により基本関係問題を解決するという構想と、経済協力方式により請求権問題を解決するという方策が大平に示された。⁽⁸⁵⁾その後、大平は、韓国の対日請求権の地域的範囲を如何に処理するかという点を外務省側に質した。大平の質問に対して、中川条約局長は、「『請求権』であれば南鮮だけという必要があるが、『無償援助』なら地域のことをいう必要がない」と答えた。外務省側との討議が終わると、大平は、「もうこれ以上延ばす方便はない」と述べて、同省の方案を受け入れる姿勢を示した。⁽⁸⁶⁾大平は、半島北半部を「白紙」とすることに違和感を抱いていたものの、⁽⁸⁷⁾日韓間の問題を实际的に処理するという方針の下で、事務方である外務省の意見を尊重したのである。経済協力方式による請求権問題の処理だけでなく、共同宣言という形式で基本関係問題の解決を目指す外務省の方案は、日本のマスメディアで「大平構想」と称された。⁽⁸⁸⁾

大平は、「大平構想」について理解を得るため、自民党派閥領袖と会談を行った。八月一日に、大平は、党人派の河野一郎建設相と会見した。この会見において、大平は、「大平構想」への同意と協力を求めた。大平の申し出を受けて、河野は、共同宣言方式により基本関係問題を処理することに賛意を示した。条約形式にした場合、管轄権問題に関する国民・野党の追及に備える必要があるため、韓国との交渉に臨む日本政府の立場が苦しくなると

河野は判断したのである。⁽⁸⁹⁾ 河野と同様の判断に基づき、親韓派の中心人物である岸信介前首相も、共同宣言方式に賛同した。大平は、池田と協力しつつ、岸への説得も行っていたのである。⁽⁹⁰⁾

しかし、韓国側は、日朝交渉に関する日本側の方針が「大平構想」に反映されていることを看取して、同構想に激しく反発した。一八日、「大平構想」が、朝鮮半島における韓国政府の唯一合法性を事実上否認するものであるため、同構想に反対する方針であるという談話を韓国外務部は発したのである。この談話において、外務部は、「基本問題を明らかにしない限り、韓日関係を友好的に結ぶことはできない」という考えを示した。⁽⁹¹⁾ 共同宣言方式は、「二つの朝鮮」という概念に基づいて、将来、北朝鮮政府と何らかの関係を結ぶ余地を残すという日本政府の意図が表面化したものだとして外務部は判断したのである。⁽⁹²⁾ 「相互黙認」案について厳課長が検討を開始していたものの、「大平構想」の登場により日本政府の対北朝鮮外交方針に対する警戒心を強めて外務部は態度を硬化させた。⁽⁹³⁾ 結局、池田は、請求権問題の解決枠組みである経済協力方式のみに裁可を与えた。韓国側が鋭く批判した「大平構想」の裁断は留保したのである。⁽⁹⁴⁾ こうして、日本側は、請求権交渉で「相互黙認」案について合意を成した後、基本関係进行处理するという管轄権問題の段階的な解決を目指すこととなった。

第三節 米国の姿勢と合意成立

一九六二年五月、伊関アジア局長と裴韓国側主席代表の会談が行われた。この会談において、第二次政治折衝のための予備会談を外務省と駐日韓国代表部との間で開始することについて合意が成立した。⁽⁹⁵⁾ 八月に入ると、予備会談に備えて、国交正常化交渉におけるこれまでの討議内容の整理作業が日韓間で開始された。

討議内容の整理作業の中で、韓国側は、平和条第四条に関する独自の解釈を提示して、韓国の対日請求権の対象

地域に半島北半部が含まれると改めて主張した⁽⁹⁶⁾。先述の通り、小坂・崔会談において、韓国側は、対日請求権の地域的範囲が南朝鮮に限定されることを示しているという平和条約第四条の日本側解釈を認めなかった。その一方で、日本側とは異なる同条の釈義を示すことができていなかった。それゆえ、韓国側は、第二次政治折衝のための予備会談が本格化する前に、平和条約第四条に関する自らの見解を明らかにしたのである。平和条約第四条に関する韓国側解釈の前提は国連決議一九五（Ⅲ）であった。韓国側は、同決議により、韓国政府が朝鮮半島における唯一の合法政府であると認められたため、半島北半部が自らの法的統治下に置かれていると考えたのである。この認識に基づいて、半島北半部に居住する人々の権利を保護すべき法的責任を負った「究極的な当局」は韓国政府であると判断した。韓国側は、「現に施政を行っている当局」が日本と取極を結ぶと定めた第四条（a）の解釈として、対日請求権の範囲が南朝鮮に限定されるという結論は出ないと主張したのである⁽⁹⁷⁾。

その上で、韓国側は、管轄権問題が、日韓交渉の成否を左右する重要な議題であることを認めた。韓国側は、対日請求権の地域的範囲に関する日韓対立が、「会談全般さらには今後の両国関係に関連する高次元の問題」であると断じたのである⁽⁹⁸⁾。

一九六二年八月二日、第二次政治折衝のための予備交渉が開始された。日本側出席者は杉主席代表、伊関アジア局長であった。韓国側出席者は、裴主席代表、崔参事官であった⁽⁹⁹⁾。

予備交渉第一回会合において、日本側は、「相互黙認」案を韓国側に示した。同会合の冒頭で、日本側は、請求権問題を経済協力方式により解決することを提案した。その後、裴韓国側代表は、「日本側としても今度の解決で朝鮮全体の請求権を解決されるつもりだろう」と述べた。裴代表の発言に対して、伊関アジア局長は、半島北半部を対象地域とした対日請求権と在北朝鮮日本財産に対する請求権が日韓国交正常化後も未処理のまま残されると答

えた。その上で、杉代表は、「日本側の考えている方式（経済協力方式―筆者注）によれば南北鮮問題にふれないですむ」と述べた。⁽¹⁰⁾ 日本側は、経済協力方式により地域的範囲を明確にすることを回避して、管轄権問題に関する原則的立場を相互に黙認するという解決策を示唆したのである。

こうした中、日韓国交正常化後に日朝交渉が行われることを懸念する韓国側は、米国の協力を引き出すことで局面を開きようとした。八月二七日、全祥振・韓国外務部政務局長は駐韓米国外務館のハビブ参事官と会談した。この会談において、全局長は、「大平構想」として表面化したように、日本側が、半島の分断を前提として南北朝鮮各々との間で諸問題进行处理するという方針を立てていると批難した。その上で、日韓間の個々の懸案の処理に際して、韓国が全朝鮮を代表する資格と特権を有することが黙示的だとしても認められなければならないと主張した。請求権問題については、全朝鮮を対象地域として日韓間で解決することにより、日朝交渉が行われる余地をなくす必要があると全局長はハビブに述べた。

しかし、ハビブは、全局長に冷淡な態度を示した。ハビブは、日本側から、北朝鮮との間で懸案进行处理するという方針について聞いたことがないと述べた。請求権問題については、「引き続き交渉することを希望する」と述べただけで、地域的範囲に関する具体的な立場の表明を避けた。⁽¹¹⁾

管轄権問題への不介入の姿勢を米国が表したのは、北朝鮮政府との関係を日本政府が性急に進展させる可能性は低いと判断していたためである。一九五五年、パソンズ駐日公使は、ダレス国務長官に宛てた電報において、「日朝関係正常化には中国に関する吉田・ダレス了解のような法的障害はない」という見解を示した。その一方で、パソンズは、同電報において、「自由主義諸国は平壤政権を承認していない。中共と異なり、北朝鮮は日本に文化的・経済的利益を供与できないだろう」と主張した。⁽¹²⁾ パソンズは、国際法上の障害はないものの、中国とは異

なり、社会主義陣営の中小国の一つに過ぎない北朝鮮との国交正常化により日本が得るメリットは少ないという意見を本国に伝えたのである。「日中総合貿易に関する覚書」の調印により日中の経済的な関係が発展すると、ケネディ政権のラスク國務長官は、一九六四年一月に、駐韓米國大使館に宛てて電報を發出した。この電報で、ラスクは、日朝接近に繋がる日中関係の緊密化が達成される前に、日本との国交正常化を行うことが賢明であると韓国側に印象付けるといふ外交戦略を提案した。⁽¹⁰⁴⁾ 國務省は、日本の対共産圏外交の主眼が北朝鮮ではなく中国にあるという認識を前提として、対韓政策を検討していたのである。

國務省の評価は、日朝国交正常化に対する外務省の認識を正確に反映していた。先述の通り、外務省は、南北分断の固定化を契機として、日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残すことを目指していた。その一方で、同省は、総人口が七〇〇万に過ぎない社会主義国家である北朝鮮の承認は、当面の間、自由主義諸国において、外交政策における検討課題となり得ないと判断していた。⁽¹⁰⁵⁾ また、朴正鎭が指摘するように、外務省は、岸信介政権期に開始された在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業の目的が、日朝関係の進展ではなく、日韓交渉に臨む「フリーハンド」を得ることであると考えていた。⁽¹⁰⁶⁾ このように、外務省は、米ソを頂点として東西両陣営が対立していた当時の国際情勢の下において、北朝鮮との関係よりも韓国との関係を優先していたのである。國務省は、日朝国交正常化が、日韓国交正常化後における日本外交の可能性の一つに過ぎないことを理解していた。

管轄権問題に介入しないという姿勢を米國が明らかにする中、予備交渉では、請求権問題の解決に伴う日本の対韓支出について日韓両國が討議を行った。八月二四日に開催された第二回会合において、日本側は、無償援助一・五億ドルと同額程度の有償援助を提示した。⁽¹⁰⁷⁾ 日本側の提案を受けて、韓国側は、純粋な請求権に対する支払い三億ドルと無償援助三億ドルという対案を示した。⁽¹⁰⁸⁾ 九月一三日の第六回会合では、襄主席代表が、六億ドルから五億ド

ルに要求総額を韓国側が減らした場合、日本側の無償援助を二億ドルに増額してほしいと述べた⁽¹⁰⁾。韓国側の要求に對して、伊関アジア局長は、「そのような数字には絶対に応じられない」と述べて、妥協する姿勢を一切示さなかった⁽¹¹⁾。

日本の対韓支出に関する日韓間の折衝は、一月一二日に行われた大平と金鐘泌中央情報部長の会談において實質的な妥結を迎えた。この会談では、韓国による対日請求権の放棄に際して、無償援助三億ドル、有償援助二億ドル、民間商業借款一億ドル以上を日本が供与することについて合意が成立した⁽¹²⁾。総額六億ドルという韓国側の要求を日本側が受け入れることと引き換えに、韓国側は、経済協力方式により請求権問題を解決することを認めたのである。大平・金合意により、国交正常化に伴う日本から韓国への資金供与は、植民地支配に対する補償を含意しないことが確定した。

重要なことは、韓国外務部が、経済協力方式の受諾に伴い、韓国政府の管轄権の対象地域に関する原則的立場を相互に黙認すべきだと決断したことである。外務部は、経済協力方式により解決される請求権問題の地域的範囲について、日韓両国の政治指導者が自らに都合の良い説明を国内で行う必要があると認めたのである⁽¹³⁾。管轄権問題について米国の協力が得られない中、外国資本の導入を急ぐ韓国側は、両国の原則的立場の「相互黙認」を経済協力方式により実現するという日本側案を受け入れざるを得なかった。こうして、先述の嚴課長の提案が外務部内においてコンセンサスを得ることとなったのである。

その後、請求権取極の名目をめぐる折衝が行われた。二月一日、裴主席代表との会談において、新任の後宮虎郎アジア局長は、「日本国と大韓民国との間の請求権解決及び経済協力に関する協定要綱」の案を手交した⁽¹⁴⁾。日本側協定要綱第三条では、対韓経済協力の供与に伴い、「平和条約第四条の問題が最終的に解決されたこと」を

日韓両国が認めると規定された。⁽¹⁴⁾ 日本側案第三条に対して、韓国側は、日韓請求権問題が「第二次世界大戦終結により発生した」と表現する案を提示して反発したものの、⁽¹⁵⁾ 一九六三年一月には受諾する姿勢へと転じた。同月末までに、日韓主席代表間で、「平和条約第四条に基づく請求権問題」を解決することについて意見が一致したのである。⁽¹⁶⁾ 先述の通り、日本側は、平和条約第四条（a）が、韓国の対日請求権の対象地域を南朝鮮に限定することを意味していると考えていた。一方で、韓国側は、対日請求権の対象が南朝鮮に限定されることを同条（a）は示していないと判断していた。地域的範囲に関する条文の解釈が相反する中で、請求権問題の解決が「平和条約第四条に基づく」と定めることは、半島北半部の請求権に関する立場を相互に黙認することを意味する。つまり、「平和条約第四条」という文言について合意が成立したことにより、韓国政府の管轄権の地域的範囲をめぐる対立を「相互黙認」案で止揚することが両国間の暗黙の了解となったのである。

しかし、韓国側は、依然として、日韓国交正常化後に日朝交渉が行われることを防ぐ必要があると考えていた。外務部は、日韓間の友好関係が国交正常化後に維持されていれば、北朝鮮との間で請求権交渉を日本が行う可能性は低いことを理解していた。その一方で、将来、日韓関係が悪化した場合に備えて、日朝請求権交渉は行わないという「秘密協定」を日本に認めさせることが、「最も効果的な解決」となると外務部は考えた。⁽¹⁷⁾ 韓国側は、「相互黙認」案により日朝交渉が行われる余地が残ることを前提とした上で、同交渉の実現を阻止する具体的方策を検討せざるを得なくなったのである。

（１） 和田春樹（二〇〇二）『朝鮮戦争全史』岩波書店、二二頁。

（２） 浅田正彦（二〇一一）『国際法』東信堂、一〇九頁。

（３） 条約局法規課「わが国の韓国承認と韓国憲法領土条項との関係について」一九六二年八月二七日、外務省文書、文書

- 番号一八四四。一九四八年九月八日に定められた朝鮮民主主義人民共和国憲法の第一〇三条では、「ソウルが北朝鮮人民の首都である」と明記された (Hein Online 世界の憲法データベース、https://heinonline.org/HOL/COWShow?collection=cow&cow_id=310、最終アクセス二〇二二年七月一五日)。
- (4) 高崎宗司 (二〇〇四) 『検証 日朝交渉』平凡社、二〇〇二頁。
- (5) 高崎宗司 (二〇〇五) 『金丸・田辺訪朝はいかにして行われたか』和田春樹・高崎宗司編『検証 日朝関係六〇年史』明石書店、一九九二〇二頁。
- (6) 高崎前掲『検証 日朝交渉』三七～四九頁。
- (7) 太田修 (二〇〇三) 『日韓交渉——請求権問題の研究』クレイン、一二二頁。
- (8) 八〇年代までの代表的な日韓交渉史研究としては、以下の論考がある。森田芳夫 (一九七三) 「日韓関係」吉田清二郎監修『日本外交史第二八巻——講和後の外交Ⅰ 対列国関係(上)』鹿島研究所出版会、七～一七六頁。成湜鏞 (一九八一) 「日本の対韓政策 一八〇〇—一九六五」明知社。山本剛士 (一九八三) 「日韓国交正常化」石丸和人・松本博一・山本剛士『戦後日本外交史二——動き出した日本外交』三省堂、二八五～三七〇頁。李在五 (一九八四) 『한·일관계사의 인식Ⅰ——한·일회담과 그 반대운동』『韓・日関係史の認識Ⅰ——韓・日会談とその反対運動』학민사。李庭植 (一九八九) 〈小此木政夫・古田博司訳〉『戦後日韓関係史』中央公論社。
- (9) 太田前掲『日韓交渉——請求権問題の研究』。
- (10) 吉澤文寿 (二〇〇五) 『戦後日韓関係——国交正常化交渉をめぐって』クレイン。
- (11) 高崎宗司 (一九九六) 『検証 日韓会談』岩波書店。
- (12) 李元徳 (一九九四) 「日本の戦後処理外交の一研究——日韓国交正常化交渉（一九五一～六五）を中心に」『東京大学大学院総合文化研究科博士学位論文』。
- (13) 李鍾元 (一九九四) 「韓日会談とアメリカ——『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』一〇五号、一六三～一八一頁。同 (一九九四) 「韓日国交正常化の成立とアメリカ——一九六〇～六五年」『年報近代日本研究』一六号、二七二～三〇五頁。同 (一九九六) 『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会。
- (14) 木宮正史 (一九九五) 「一九六〇年代における冷戦と経済開発——日韓国交正常化とベトナム派兵を中心にして」『法

学志林』九二巻四号、一〇二六頁。

(15) 빅터차「ヴィクター・チャ」(一九九七)「一九六五年韓日修交協定締結에 대한 現實主義的考察」『韓國과 國際政治』一三巻一号、二六三～二九七頁。

(16) 李鍾元・木宮正史・浅野豊美(二〇一一)「外交文書公開と日韓会谈研究の新展開」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化 I——東アジア冷戦編』法政大学出版局、五頁。

(17) 李洋秀(二〇一九)「日韓会谈文書の開示請求訴訟と在日の法的地位」吉澤文寿編『歴史認識から見た戦後日韓関係——「一九六五年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、二七～三〇頁。

(18) 金恩貞(二〇一八)『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房。

(19) 同前、三五九～三六七頁。

(20) 吉澤文寿(二〇一一)「日韓国交正常化交渉における基本関係交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化 II——脱植民地化編』法政大学出版局、九五～一二七頁。

(21) 金恩貞(二〇一九)「日韓会谈における北朝鮮要因」吉澤前掲『歴史認識から見た戦後日韓関係——「一九六五年体制」の歴史学・政治学的考察』六三～一〇三頁。

(22) 尹錫貞(二〇二二)「初期日韓会谈における両国交渉戦略の再検討 一九五一—一九五三——予備会谈から第三次会谈の決裂まで」吉澤文寿編『日韓会谈研究のフロンティア——「一九六五年体制」への多角的アプローチ』社会評論社、九七～一二五頁。

(23) 北東アジア課「日韓政治折衝第一回会谈記録」一九六二年三月二二日、外務省文書、文書番号七一九。

(24) 野間俊希(二〇二〇)「日韓国交正常化交渉(一九五一—一九六〇)と日本外務省の対北朝鮮外交方針——在北朝鮮日本財産処理方針の分析を通じて」瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会、三三五～三六七頁。建国当初から、韓国政府は、武力による半島の統合を目指す「北進統一」論を主張していた。この方針を、韓国政府は、朝鮮統一問題を議題としてジュネーブで開催された東西両陣営による政治会谈が一九五四年六月に決裂したことを契機として、南北分断体制の維持が世界の趨勢となる状況下でも維持した(홍석률「洪錫律」(一九九四)「이승만 정권의 북진통일론과 냉전의 교착」『李承晩政權の北進統一論と冷戦外交政策』『한국사연구』『韓國史研究』第八五号、一五八頁)。こうした中、米

国政府は、一九五四年七月から同年一月まで行われた米韓合意議事録をめぐる折衝で、対韓圧力を行使して「北進統一」論を放棄させたのである（方俊栄（二〇一五）「米韓相互防衛条約と米韓同盟の形成——両国の構想とその相互作用一九五二～一九五四」法政大学博士學位論文、一三四～一六〇頁）。日韓交渉の仲介者である米国が南北分断の固定化を導いたことは、前稿において検討した対北朝鮮外交方針を日本外務省が形成する重要な背景となった。

(25) 『読売新聞』一九六〇年五月三日 夕刊一面「国会で正式宣言 李大統領の辞任」。

(26) 徐仲錫（文京洙訳）（二〇〇八）『韓国現代史六〇年』明石書店、六三～六六頁。

(27) 『読売新聞』一九六〇年八月二四日 夕刊一面「韓国、日韓会谈で提案 京城会谈開こう 鄭長官言明『北送』は別問題」。

(28) 倉田秀也（一九八九）『韓国『北方外交』の萌芽——朴正熙『平和統一外交宣言』の諸相』『国際政治』九二号、八一頁。

(29) 홍석률「洪錫律」（二〇〇五）「四・一九시기 통일 논의 평화통일론에서 남북학생회담 제안까지」〔四・一九時期 統一論議、平和統一論から南北学生学生会談提案まで〕『민족』二一「民族」二一、五一号、一〇五頁。

(30) 徐前掲『韓国現代史六〇年』六六～六七頁。

(31) 太田前掲『日韓交渉——請求権問題の研究』一四二頁。

(32) 이정우「李廷雨」（二〇一一）「한국 통일정책의 전개과정——현실주의적 해석의 관점에서」『韓國統一政策の展開——現実主義的解釈の観点から』『북한연구학회보』「北韓研究学会報」第二五卷第二号、二四三頁。

(33) 鈴木宏尚（二〇一三）『池田政権と高度成長期の日本外交』慶應義塾大学出版会、五八～六一頁。

(34) 北東アジア課「小坂外務大臣の訪韓に関する件（総理への説明資料）」一九六〇年八月二五日、外務省文書、文書番号五〇七。

(35) 北東アジア課「小坂大臣・鄭外務部長官会谈録」一九六〇年九月八日、外務省文書、文書番号五一二。

(36) 北東アジア課「第五次日韓全面会谈予備会谈開催に関する件」一九六〇年一〇月一日、外務省文書、三四三。

(37) 北東アジア課「第五次日韓全面会谈予備会谈の本会議第一回会合 別添一」一九六〇年一〇月二五日、外務省文書、文書番号一一九〇。

(38) 北東アジア課「第五次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第五回会合」一九六一年三月八日、外務省文書、文書番号八七。対日請求要綱の八項目には、朝鮮銀行を通じて日本に搬出された地金・地銀の返還や、韓国に本店・本社がある法人が有する在日財産の返還等の要求が盛り込まれていた。美術品等に関する請求が削除される等の修正が一部あったものの、第二次交渉で韓国側が提出した「韓日間財産及び請求権協定要綱」とほとんど同じ内容であった(北東アジア課「第五次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第二回会合」一九六〇年十一月八日、外務省文書、文書番号八四)。

(39) アジア局北東アジア課内日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第三編 交渉史資料二 日韓会談における日本政府代表の任免および日韓代表団の構成(未定稿)」一九六八年一〇月、外務省文書、文書番号一三五。

(40) 太田前掲『日韓交渉——請求権問題の研究』一六六～一六九頁。

(41) 北東アジア課「第五次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第二三回会合」一九六一年五月一〇日、外務省文書、文書番号九五。

(42) 변창구「邊昌九」(二〇一一)「박정희 정부의 대북 정책 — 평가와 함의」[朴正熙政府の対北政策 評価と含意]、『동일 전략』[統一戰略] 第一一巻第二号、一四頁。

(43) 金恩貞前掲『日韓国交正常化交渉の政治史』二二九頁。

(44) 장박진「張博珍」(二〇〇九)「식민지 관계 청산은 왜 이루어질 수 없었는가——한일회담이라는 역설」[植民地關係精算はなぜ実現されなかったのか——韓日会談という逆説]『논형』四二〇頁。

(45) 北東アジア課「武内次官、崔徳新韓國親善使節団長会談記録」一九六一年七月五日、外務省文書、文書番号三五七。

(46) 前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第三編 交渉史資料二 日韓会談における日本政府代表の任免および日韓代表団の構成(未定稿)」外務省文書。

(47) 北東アジア課「第六次日韓全面会談の一般請求権小委員会第一回会合」一九六一年一〇月二七日、外務省文書、文書番号一一一。

(48) 前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第三編 交渉史資料二 日韓会談における日本政府代表の任免および日韓代表団の

構成（未定稿）」外務省文書。

(49) 北東アジア課「第六次日韓全面会談の一般請求権小委員会第四回会合」一九六一年一月二二日、外務省文書、文書番号一二二四。

(50) 北東アジア課「日韓会談主席代表非公式会談記録」一九六〇年二月二五日、外務省文書、文書番号三四八。

(51) 北東アジア課「伊関・李東煥会談要旨」一九六一年二月六日、外務省文書、文書番号三五九。

(52) アジア局長「日韓会談今後の運び方に関する件（三六、一二、二八 伊関局長、池田総理に説明）」一九六一年二月二七日、外務省文書、文書番号一四二〇。

(53) 「杉・裴両主席代表申合わせ事項」一九六二年一月一七日、外務省文書、文書番号九三五。

(54) 条約局法規課「韓国に關する補足説明（『日韓間の請求権問題について（総論）（案）』付属）」一九六二年三月八日、外務省文書、文書番号七一八。

(55) 条約局法規課「請求権処理における南北鮮の問題 日本側發言要旨（案）」一九六一年二月一八日、外務省文書、文書番号一二七二。

(56) 前掲「韓国の地位に關する補足説明（『日韓間の請求権問題について（総論）（案）』）」外務省文書。

(57) 条約局法規課「韓国に關する補足説明」一九六二年三月一〇日、外務省文書、文書番号一八四一。

(58) 同前。

(59) 朴正鎮（二〇一二）『日朝冷戦構造の誕生——一九四五——一九六五 封印された外交史』平凡社、四三五～四三六頁。

(60) 「日韓会談再開に反対する日本社会党の申し入れ（十月十七日）」日本朝鮮研究所準備会『当面の朝鮮に關する資料 第二集』日本朝鮮研究所準備会、六頁。

(61) 条約局法規課「日韓請求権処理に關する問題点（討議用資料）」一九六二年一月一二日、外務省文書、文書番号一七四〇。

(62) 政治折衝が開催される直前の事務的討議においても、日本側は、平和条約第四条に關する自らの解釈を提示した。三月六日の一般請求権小委員会第一一回会合では、半島北半部の請求権の処理に關する原則論について議論が行われた。この議論の中で、日本側は、平和条約第四条の規定により、韓国の対日請求権の地域的範囲が南朝鮮に限定されると主張し

たのである。日本側の主張に対して、韓国側は、「平和条約第四条の解釈も必ずしも日本側解釈のようにならず」と反駁した。その上で、韓国側は、「大韓民国の主権は朝鮮半島全部に及ぶものである」と述べて、自身の対日請求権の対象地域に半島北半部が含まれるという従来の主張を一切譲らなかった（北東アジア課「第六次日韓全面会談における一般請求権小委員会第一回会合」一九六二年三月六日、外務省文書、文書番号一二二一）。

(63) 北東アジア課「日韓政治折衝第一回会談記録」一九六二年三月二日、外務省文書、文書番号七一九。

(64) 「日韓間の請求権問題に関する小坂外務大臣発言要旨」一九六二年三月二日、外務省文書、文書番号七一九。

(65) 前掲「日韓政治折衝第一回会談記録」外務省文書。

(66) 同前。

(67) 第四〇回衆議院外務委員会 昭和三十七年三月一三日。

(68) 北東アジア課「日韓政治折衝第二回会談記録」一九六二年三月一四日、外務省文書、文書番号七二〇。

(69) 「日韓問題に関する厳永達韓国外務部亜州課長の内話について」一九六二年五月一日、外務省文書、文書番号二八七。

(70) 同前。

(71) 『朝日新聞』一九六二年七月三日 夕刊一面「参院の新分野 自民、百四十二議席 社党、一議席増す 創価学会十五人」。

(72) 「釜山赤旗論」とは、日本の国防上最も重要な地域である南朝鮮の共産化を防ぐために、韓国の政治的安定を確保すべきだという安全保障論である。「釜山赤旗論」を強く主張していたのは、岸信介等の自民党親韓派であった。実際に、一九六一年二月に、岸は、兪鎮午・第五次交渉韓国側主席代表と会談を行なった。この会談において、「赤色政権が韓国に成立した場合を想像するならば、日本は何があっても大韓民国と正常な国交を結び、これを助けなければならないだろう」と兪に述べたのである（한일회담 수석대표「韓日会談主席代表」「기시 전 일본 수상 및 전 농림상과의 면담내용 보고」『岸前日本首相と前農林相との面談内容報告』一九六一年二月一日、韓国外交文書、文書番号TM—〇二八五）。なお、自民党内において親韓派の形成にイニシアティブを発揮したのも岸であった。岸は、党内での働きかけを積極的に行うことにより、外交調査会への日韓問題懇談会の設置を一九六一年四月に実現させたのである（『Japanese Decision to Adopt More Forthcoming Policy toward South Korea』Digital National Security Archive, JU00095）。同懇談会には、岸

自身に加えて、岸の実弟である佐藤栄作や韓国と近い関係にあった船田中等が参加した（「自民党政務調査会外交調査会 日韓問題懇談会メンバー（昭和三十六年四月二六日決定）」外務省文書、文書番号五一四）。

（73） 北東アジア課「七月一八日NHKテレビ『池田改造内閣の政策を聞く』における日韓問題に関する大平外務大臣と長谷川才次氏並びに唐島基智三氏の対談内容」一九六二年七月一八日、外務省文書、文書番号一三三七。

（74） 北東アジア課「韓国政府の『韓日会談白書』」一九六五年四月一〇日、外務省文書、文書番号三七一、一七〇一八頁。

（75） 一九五二年四月二二日に開催された第一次交渉の第八回基本関係委員会では、日本国と旧大韓帝国間の条約及び協定について、「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない」と規定することについて合意が成立した（「日韓会談第八回基本関係委員会議事要録」外務省文書、文書番号九八〇）。日本側は、「法理論はさて置き漠然と『無効であることを確認する』旨の規定を設けて政治的な解決に委ねこれによって国内与論を抑えたい」という韓国側の希望を受け入れたのである（「日韓会談第五回基本関係委員会議事要録」外務省文書、文書番号九七七）。結局、日韓基本条約第二条では、旧条約が「もはや無効であることが確認される」と規定された（外務大臣臨時代理 国務大臣田中角栄「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約のイニシアルについて」一九六五年二月二〇日、外務省文書、文書番号一八五四）。

（76） 小松二郎（二〇一五）『実践国際法 第二版』信山社、二七六～二七七頁。

（77） アジア局「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」一九六二年七月二〇日、外務省文書、文書番号一三三七。

（78） 前掲「日韓請求権処理に関する問題点（討議用資料）」外務省文書。

（79） アジア局は、南朝鮮のみを対象地域とした対日請求権の金額を算出するためには、人口比例等の概括的な方法に拠らざるを得ないと判断していた（アジア局「日韓請求権交渉の今後の進め方について」一九六二年二月七日、外務省文書、文書番号一七四六）。

（80） 前掲「日韓請求権処理に関する問題点（討議用資料）」外務省文書。

（81） 金恩貞前掲『日韓国交正常化交渉の政治史』二五三～二五五頁。金に拠れば、経済協力方式の萌芽は、第五次交渉の直前に行われた外務省と大蔵省の意見折衝にある。この折衝において、請求権問題の解決に伴う対韓支出として、純粋な請求権に対する補償、無償の経済援助、有償の経済協力という三つの方式が浮上したのである（同前、一九一～一九五

頁)。

- (82) 北東アジア課長「日韓会談の進め方に関する幹部会議概要」一九六二年七月二四日、外務省文書、文書番号一三三八。
- (83) 北東アジア課「日韓予備交渉第一回会合記録」一九六二年八月二一日、外務省文書、文書番号六五〇。
- (84) 前掲「日韓会談の進め方に関する幹部会議概要」外務省文書。
- (85) 前掲「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針(案)」外務省文書。アジア局「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」一九六二年七月二〇日、外務省文書、文書番号二七六〇。
- (86) 前掲「日韓会談の進め方に関する幹部会議概要」外務省文書。
- (87) 大平は、半島北半部をめぐる問題に日本が干渉すべきではないと考えていた。一九七〇年に外務省により行われた日韓交渉の関係者へのインタビューで、大平は、半島の南北分断について、「本当は朝鮮民族の問題であってわれわれの問題ではない」と述べている(外務省アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓交渉の回顧——大平元外務大臣にきく(きく人柳谷課長)」一九七〇年五月、外務省文書、文書番号一九二〇)。
- (88) 『読売新聞』一九六二年八月八日 朝刊一面「『共同宣言』方式で 日韓交渉に太平構想」。
- (89) 주일대사「駐日大使」「최 참사관과 건설상과의 면담보고」[崔參事官と建設相との面談報告]一九六二年八月一八日、韓国外交文書、文書番号JW—〇八二四九。
- (90) 주일대사「駐日大使」「최 참사관과 기시 노부스케 전 수상과의 면담결과보고」[崔參事官と岸信介前首相との面談結果報告]一九六二年八月二日、韓国外交文書、文書番号JW—〇八二七五。
- (91) 외무부로 추정됨「外務部と推定される」「국내신문기사」[国内新聞記事]一九六二年八月一九日、韓国外交文書、『제二차 정치회담 예비절충 본회의, 一—三차, 「第二次政治会谈予備折衝 本会議, 一—三次」一九六二, 八, 二—二九』, 登錄番号七三六。
- (92) 외무부「外務部」「경제기획원장 방미교섭을 위한 자료」[經濟企画院長訪米交渉のための資料]一九六二年八月二二日、韓国外交文書、『제二차 정치회담 예비절충 본회의, 一—三차, 「第二次政治会谈予備折衝 本会議, 一—三次」一九六二, 八, 二—二九』, 登錄番号七三六。
- (93) 情報文化局報道課「記者会見(第一四号)」一九六二年八月一七日、外務省文書、文書番号一三三九。情報文化局報

道課「記者会見（第一五号）」一九六二年八月二〇日、外務省文書、文書番号二三三九。

(94) 주일대사「駐日大使」『한일회담에 관한 보고』「韓日会談に関する報告」一九六二年一月二九日、韓国外交文書、文書番号한일대(정) 五二八。

(95) 北東アジア課「伊関、裴会談要旨」一九六二年五月一日、外務省文書、文書番号一七一〇。

(96) 北東アジア課「日韓会談の討議内容の整理作業（第六回会合）」一九六二年八月一六日、外務省文書、文書番号九五八。

(97) 「資料 韓国側の立場」一九六二年八月一六日、外務省文書、文書番号一七六三。

(98) 同前。

(99) 前掲「日韓予備交渉第一回会合記録」外務省文書。

(100) 前掲「日韓予備交渉第一回会合記録」外務省文書。

(101) 외무부「外務部」『정무국장과의 하미브 참서관 간의 회담요지』「政務局長とハミブ参事官との間の会談要旨」『제2차 정치회담 예비절충 본회의, 一—三차, 「第二次政治会談予備折衝 本会議, 一—三次」一九六二. 八. 二一—二九, 登錄番号七三六。

(102) 池田直隆(二〇〇二)「アメリカの見た鳩山内閣の『自主』外交」『国際政治』一二九号、一七八頁。

(103) 「日中総合貿易に関する覚書」は一九六二年一月九日に調印された。一九六四年四月二〇日には、日中双方の記者交換と、東京と北京の双方にそれぞれ常設の貿易連絡事務所を設置することを取り決めた覚書が、松村謙三自民党衆議院議員と周恩来國務院総理との間で取り交わされた(井上正也(二〇一〇)『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会、二九一頁)。

(104) Telegram From the Department of State to the Embassy in Korea, Foreign Relations of the United States, 1964-1968, volume XXIX, part 1, Korea, document 352.

(105) 「日韓関係の調整に関する件」一九五五年二月二四日、外務省文書、文書番号一二五七。

(106) 朴正鎮前掲『日朝冷戦構造の誕生——一九四五——一九六五 封印された外交史』二四〇頁。

(107) 北東アジア課「日韓予備交渉第二回会合記録」一九六二年八月二四日、外務省文書、文書番号六五〇。北東アジア課

「日韓予備交渉第三回会合記録」一九六二年八月二十九日、外務省文書、文書番号六五〇。

(108) 前掲「日韓予備交渉第二回会合記録」外務省文書。

(109) 北東アジア課「日韓予備交渉第六回会合記録」一九六二年九月一三日、外務省文書、文書番号六五〇。

(110) 北東アジア課「日韓予備交渉第七回会合記録」一九六二年九月二〇日、外務省文書、文書番号六五〇。

(111) 北東アジア課「大野副総裁に同行訪韓（二月一〇日より一三日まで）」した伊関大使の後宮局長に対する報告要旨「一九六二年二月一四日、外務省文書、文書番号五二三。

(112) 정부국 동북아주과「政務局東北亜州課」「한일회담 재산청구권문제 해결의 명목과 형식에 관한 검토」韓日会談財産請求權問題解決の名目と形式に関する検討」韓国外交文書、『제六차 한·일회담』〔第六次韓・日会談〕（一九六一・一〇・二〇

—六四・四）——제二차 정치회담 예비절차, 청구권관계회의」〔第二次政治会談予備折衝、請求權關係會議〕、一九六三、登録番号七四七。

(113) 北東アジア課「裴韓国大使との会談要旨」一九六二年二月一〇日、外務省文書、文書番号一七一三。アジア局長を務めた伊関は、一九六二年一月九日の閣議で、オランダ大使に転出することが決定された（『読売新聞』一九六二年一月九日 夕刊二面「伊関大使発令」）。後任のアジア局長には、一〇月三〇日日付で、後宮虎郎外務省審議官が就任した（『読売新聞』一九六二年一〇月三〇日 夕刊一面「アジア局長に後宮氏 外務省」）。大野伴睦自民党副総裁の訪韓に同行した伊関駐オランダ大使は、後宮が裴に提示したものと同じ内容の日本側協定案を韓国側に手交した（前掲「大野副総裁に同行訪韓（二月一〇日より一三日まで）」した伊関大使の後宮局長に対する報告要旨」外務省文書。

(114) 前掲「大野副総裁に同行訪韓（二月一〇日より一三日まで）」した伊関大使の後宮局長に対する報告要旨」外務省文書。

(115) 北東アジア課「日韓予備交渉第二〇回会合記録」一九六二年二月二日、外務省文書、文書番号六五一。

(116) 外務省「日韓予備交渉において首席代表團に現在までに大綱につき意見一致をみた請求權問題の解決方式」一九六三年一月三〇日、外務省文書、文書番号一三四一。

(117) 前掲「韓日会談財産請求權問題解決の名目と形式に関する検討」韓国外交文書。